

平成31年 第1回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成31年1月18日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月18日(金) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場

3 出席した委員

農業委員 10名

1番	馬場 崇裕			3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 2名

田島第1	渡部 昭雄	田島第11	猪俣 忠久
------	-------	-------	-------

4 欠席した農業委員 1名

2番	星 利信
----	------

5 欠席した農地利用最適化推進委員 1名

南郷第3	目黒久一郎
------	-------

6 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	廣野 由美
------	--------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 現況確認証明申請について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議 長

それでは、只今から議事に入ります。

日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条
の規定により、欠席の届出があった農業委員は、2番 星利信委員で
あります。

本日の出席委員は10名ですので、農業委員会等に関する法律第27条
第3項の規定による過半数に達しております。

また、会議規則第10条の規定により3名の農地利用最適化推進委員
に出席を求めたところ、2名が出席しております。

議 長

日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、

3番 湯田 重行 委員、 4番 湯田 義三 委員

を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。

議 長

日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局

(事務局長 会議資料により報告)

議 長

只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら
お願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質問がないようですので、会務報告を終わります。

議 長

日程第4「議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題といたします。

調査担当の 田島第1区 渡部昭雄推進委員から、調査結果の報告を
してください。

田島 1

(渡部昭雄) 推進委員の渡部です。調査結果の報告をします。

1月9日に本人立ち会いのもと現地を確認いたしました。区画整理地
内で長年耕作されておらず荒れた状態になっていました。周囲は住宅が
建ち、残っている土地がここだけになっている状況です。譲渡人は12月
の総会で転用許可申請があった方ですが、今回は別の場所を不動産業者に
売却するということです。譲受人は不動産業者で、分譲の希望が高く
人気のある地区なので住宅分譲地として転用したいということです。

周囲は農地もありませんので影響もないと見てきました。

資料の1ページを見てください。場所は■■■■の××××を挟んだ
反対側になります。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。

議 長 日程第 5 「議案第 2 号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号 1 について、南郷第 3 区調査担当の
目黒久一郎推進委員が欠席です。事務局から調査結果の説明をお願いします。

事務局 事務局の八木沢です。
目黒委員が欠席しており、調査結果を預かっていますので報告させていただきます。
まず申請人なんですが、××××在住ということで現場の立ち会いができないで電話での聞き取りだけになってしまうということで、現場の立ち会いは△△区長に立ち会いをしていただきまして、12 月 13 日に調査をしたということでございます。申請地なんですが、昭和 59 年頃休耕となっていた田んぼに、申請人の父、故人であります。庭と池を作り現在に至っているということでした。資料の 2 を見ていただきまして、現況写真がついていまして、真ん中にあるのが池でありまして、池の水が枯れまして荒れている状況で、大きな庭石がたくさん置いてあるという状況です。表土も庭を作るにあたって取ってしまったということです。現況確認に対する町の運用基準との整合性であります。一つには農振農用地でないこと、それと非農地の状態が 20 年以上継続していることが条件になります。申請地につきましては農振白地であります。経過年数ですが、昭和 59 年頃ということで、庭と池を造成しまして、30 年以上経過している状態でございます。庭石、コンクリート打ちの状況から、農地への復旧は困難だとして報告書を預かっています。以上報告いたします。審議をお願いいたします。

議 長 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

4 番 (湯田義三) 添付書類の法務局の証明ですが、これの地番と議案書の

地番が違うんですが、何かあるんですか。

事務局 （補佐）申請者が法務局に登記図面の申請をした際に、隣接する住宅の〇〇-1で申請したため、証明書の記載がそうになっていますが、〇〇-2も含めた周囲の図面となっていますので、確認する資料としては問題ないということでご理解願います。

議 長 ほかにありませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号1は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号2の審議を行ないます。
田島第11区調査担当の 猪俣忠久推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 11 （猪俣忠久）推進委員の猪俣忠久です。
現況確認の調査結果を報告します。面積70㎡の現況確認申請でござ
います。所有者は〇〇〇〇さんで、住所は××××です。証明を受けよ
うとする土地は、□□□□で間違いありません。
地目畑、現況宅地です。今回の申請地があってその隣の人が昭和57
年に家を建てたのはいいんですが、ちょっと〇〇〇〇さんの畑に食い込
んだということがあったということです。資料3を見ていただきますと、
写真に写っている住宅、これは〇〇〇〇さんの住宅ではありません。こ
の住宅が食い込んでいたということです。この件については当事者間の
話し合いでお互い納得済みであるとのこと。昭和57年に新築して
37年経過しているということで、赤線で囲われたところが今回の申請
地で、復旧は困難だと見受けられました。ご審議をよろしく願いいた
します。

議 長 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対
してご質疑ございませんか。

5 番 （平野恒二）5番、平野です。
事務局にお尋ねしたいんですが。写真にある家ですが〇〇〇〇さん宅
ではないということなんですが、写真見ても新しいようなんです。住
宅自体が。グーグルみたんですが、新しい感じしないですか。残材とか
写っているんですよ。昭和57年に建てたんですか、これ。課税になっ
ていますか。

事務局	(補佐) 上物は●●●●さんという方に課税になっていると思います。
5 番	昭和 5 7 年からですか。
事務局	(補佐) 年度までは、確認していませんが。
5 番	ちょっと事務局に見てもらっていいですか。(自分が印刷してきたグーグルの写真を事務局に提示) グーグル見たんですよ。申請農地がどれだかわからないんですよ。無いような感じなんですね。家が見当たらないんですよ。
田島 11	猪俣です。建物が新しくなってるということですが、建て替えたということですか。
5 番	いつですか。
事務局	そこは聞いておりません。 ○○○○さんの家ではありません。
5 番	建て替えたというんならば、農地の理由ですね、あまり適切でないのかと思います。5 7 年に建て替えて新築しましたよとか必要なんじゃないですか。そこまで触れないと、なんかこの住宅の写真は新しい感じがするんですよ。工事終わったばかりのような気がするんだが。
田島 11	この土地は美枝子さんの土地で、建物は●●●●さんでお互いに納得しているっていうことですから、なんらいさかいも起きていないということで、都会ならば他の土地に家を建てたら問題になりますけど。この辺のあれだから、お互いに納得してますということですから。
5 番	そこはわかりました。事務局にお聞きしますが、非農地の理由として、この記載されている文は適切ではないですよ。皆さんどう感じられるか。何年に建築しました。しかし、この写真はどうなんですか。猪俣さん、ちょっとあのね。議長、休議をお願いします。
議 長	暫時、休議します。 (休議 約 1 0 分)
議 長	休議を閉じて、会議を再開します。 先ほどの件で、建築年が昭和 5 7 年であること及び昨年起壊し新築したことを確認できましたので、平野委員の非農地の理由ということで、納得がいけないということなんでしょうから、その辺を事務局で手直しできるかと思うんですがいかがですか。

事務局	申請書の内容ということになりますから、申請書を却下するという ことでしょうか。
議 長	そうすると、この内容は本人しかわからない情報でもあるので、平野 委員には、さきほどから言われた理由もご理解いただきたいと思います がいかがですか。
5 番	この案件見たら不思議に思ったんです。昭和 5 7 年に建てたのが、こ の写真見ると、まだ残材とかあって建てたばかりに見えるんですよ。 だから質問したんです。 ただ、この案件は何十年以上経過したっていうことでの現況確認にな るわけだが、これ、建てたからかかったのか、そこの一番大事な部分が 空白なんだよな。そのように、今回新しくなったから合うように、この ように記載すれば委員の誰も疑問を持たなかったわけです。
議 長	調査員の猪俣推進委員、その辺は確認できなかったですか。
田島 11	電話で確認したんですが、〇〇〇〇さんは旧姓□□□□なんですが、 ××××から旦那さんが行っていて、後継ぎなんですね。ここ一か所ば っかりの土地でなくて、ほかにも結構あるんですけど、畑とかで現在作 っていれば自分の農地がどこなのかはわかるんですが、はっきりわかん ないとも言っていました。ただ調べたらかかっているということになっ たということで、「建物を建てた人と〇〇〇〇さんは何か問題はありません か。」と尋ねたところ「何ら問題ありません。」ということでしたので 7 0 m²ではありますが、土地もレキが敷いてある状態の場所で、畑には できないと調べたまでであって、ここに出てくる隣の●●●●さんとい う方とは、私の案件でないので当然話をしていまして、お互いのやり 取りの「待った。」はないですかを確認しただけです。あとは、新築なの か 3 0 年たっていただろうが、それは委員会で選択できないんじゃない でしょうか。と思います。
5 番	猪俣さんが言う中で、3 0 年を経過したか、していないのか。今回初 めてかかったのかどうか。そこが一番大事なところなんです。新しくかか ったのならこの案件から落とさなければならない。
田島 11	「新しく」って、5 7 年に家が建ったのですから、5 7 年でいいんじ ゃないですか。それが間違っているっていう証拠出せって、ならないん じゃないですか。それはちょっと畑違いな内容じゃないですか。法律的 なことはわからないですけど。
議 長	想定されることは、昭和 5 7 年に家を建てたときから今の土地にいく らかかかっていたという状況にも見受けられますけど。そんなことで理 解していただければと思いますが、どうでしょうか。納得されますか。

5 番	始めから言っているように、理由の記載がこれで適正かどうか。これ修正しますということであれば考えますが、これではとてもじゃないがこれと提出された資料、3 番の写真。見ればおかしいと思うでしょ。
事務局	(補佐) 現況写真は、現況ですのでその写真しかないと思うんです。現況ですから。添付書類が現況写真となっていますので。
5 番	確認できないんなら、案件から取り下げるというのが普通でしょ。 適切かどうか何回も言っているのに、適切かどうか、事務局は黙っている。なぜ一言も触れないんだ。
事務局	(事務局長) 事務局が黙っているということですが、事務局が判断するわけではありません。推進委員に調査を依頼して委員会で判断していただきます。議案の申請理由は事務局が作るわけでもないということとはご理解ください。
事務局	(補佐) あくまでも、申請書に記載されている事項でございます。
5 番	この案件の記載のとおりだと、いかにも事実を覆い隠すかのような感じだね。その、いつかかったのか。判断もできない。
事務局	(補佐) 本人としては、家は新しくりましたが、昭和 57 年からかかっていますという申請内容だと考えています。
5 番	それでは、事務局に一言お伺いしますが、この議案の説明書で適切だと思われますか。
事務局	(補佐) はい。申請内容に沿って記載しておりますので、適切であると考えております。
議 長	よろしいですか。
5 番	事務局は、グーグル写真の最新版が出た場合は、古いのとは見比べてみてください。 はい、あとの時間もありますから、これでやめます。
議 長	この件について、ほかにありませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	日程第6「議案第3号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の廣野です。議案第3号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。 議案書の7ページをご覧ください。利用権設定の内訳の1月分になります。筆数、面積の順で申し上げます。再設定ですが、田が6筆、7,089㎡です。畑は0筆です。新規は田が34筆47,920㎡、畑は0筆です。再設定と新規合わせまして、田が40筆、55,009㎡、畑が0筆になりますので合計が40筆、55,009㎡となります。続いて8ページから利用権設定の一覧になります。この中で29番と30番については使用貸借権となっていますが、こちらは所有者が高齢のため耕作ができないため貸付人の希望で使用貸借となっています。31番から40番まで10筆については、中間管理事業の利用権設定となっています。農地の貸付を行うものが〇〇〇〇さんほか3名で福島県農業振興公社が借り受け人となって農地の中間管理権を取得するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第3号の審議を終了いたします。
議 長	日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。 事務局から議案の説明をしてください。
事務局	廣野です。「議案第4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の内容を説明いたします。 11 ページに伊南、××××地域の農用地利用配分計画を載せています。こちらについては先ほどの議案第3号で説明いたしました福島県農

業振興公社が借り受けた農地 10 筆について、今度は〇〇〇〇さんほか 1 名に配分するという計画になっております。1 番の一時利用地については、借受者の変更となります。こちらの借受者については、昨年から I ターンで夫婦で夏秋トマトの就農者です。1 年間の研修を終えて、人・農地プランへの位置づけもされ、南郷トマト生産組合にも加入しております。現在栽培技術も向上させている方になっています。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。

議 長

協議事項に入ります。

(1) の農地賃借料情報について事務局から説明願います。

事務局

(事務局廣野が資料の説明をし、情報提供の考え方について意見交換した。)

議 長

ほかにないようですので、農地賃借料情報については、本日の協議内容を踏まえて、第 2 回総会で審議決定することといたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長

次に、協議事項の (2) 農地の貸し手の情報提供の推進について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局長が資料の説明をし、意見交換をした。)

議 長

ほかにないようですので、協議内容のとおり情報提供を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局

(事務局長が業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

 (質疑なし)

議 長 その他に入ります。
事務局から、何かあればお願いします。

事務局 (補佐が 農地法等の改正内容について、資料に基づいて説明した。)
 (事務局長が、区画整理事業地内の農地転用について、資料に基づき説明した。)

議 長 そのほか皆さんからありませんか。

 (「ありません。」の声あり)

議 長 ないようですので、職務代理者から閉会のことをお願いします。

職務代
理者 以上をもちまして、平成 31 年第 1 回南会津町農業委員会総会を閉じ
 ます。ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 3 0 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

3 番

4 番